

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぽう

平成27年
(2015年) 6月15日

第1943号

毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
句報 TEL 03(3262)2309
発行人 原田 正司

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報



意見交換会の模様

石破地方創生担当大臣と 地方六団体が意見交換

第3回地方創生担当大臣と地方六団体の意見交換会が5月26日、内閣府(中央合同庁舎8号館)で開催された。本会からは、佐藤祐文・会長(横浜市議会議長)が出席し、石破茂・地方創生担当大臣、平将明・内閣府副大臣、小泉進次郎・内閣府大臣政務官、伊藤達也・内閣府大臣補佐官と意見交換を行った。

はじめに、石破大臣から「新型交付金については、何

※佐藤会長発言内容
地方創生への取り組みをさらに推進するため、一般財源総額を十分に確保するとともに、まち・ひと・しごと創生事業費の拡充を図り、集中的な施策の展開により、地方創生の大きな潮流を創り出せるよう、お願いする。

て創設し、26年度補正予算で措置された地方創生先行型交付金を大幅に上回る額を確保していただきたい。

今後とも、地方の意見の反映に努めるとともに、地方創生を推進する上で支障となる法令や制度等について柔軟に見直していただきたい。

今後、市議会としても、執行機関と連携し、地方創生に取り組んでまいります。

国東道州 四中関北九の各議長会が定期総会を開催

四国、中国、関東、北海道、九州の各市議会議長会は定期総会を開催し、議案を審議、決定した。決定した議案のうち、各3件以内を部会提出議案として、6月17日開催の全国市議会議長会第91回定期総会へ上程する。

四国市議会議長会

四国市議会議長会は5月26日、徳島市で第77回総会を開催した。

新会長には、会則に基づき、宮内春雄・徳島市議会議長が

選任されている。

議案審議では、会長提出議案1件に続いて、各県市議会議長会提出議案として、マイナンバー制度導入に係る国庫補助拡大及び制度周知など4県から各3件ずつ提出された



宮内春雄・四国議長会会長
(徳島市)

12件を決定した。

【各県市議会議長会提出議案】
①マイナンバー制度導入に係

る国庫補助拡大及び制度周知(香川県)②幼稚園、小・中学校生活支援員配置等に係る地方交付税の単位費用の見直し(愛媛県)③公的資金補償金免除繰上償還の実施(香川県)④一般廃棄物処理施設解体撤去に係る財政支援(徳島県)⑤生活困窮者自立支援法等関係予算(高知県)⑥文化財等の保存・整備等に対する財政措置(香川県)⑦ドクタ

の確保などを要望した(右掲)。意見交換会に当たり、地方六団体は「地方創生のさらなる推進に向けて」(3面に掲載)と題する資料を提出している。

1へりの安定的な事業継続に対する支援(高知県)⑧特別支援教育の充実(徳島県)⑨国による子どもの医療費助成制度の創設(愛媛県)⑩子ども・子育て支援の充実強化(徳島県)⑪地域公共交通の維持確保(愛媛県)⑫事前災害復興対策における高台開発移転及び集団移転促進事業の拡充、見直し(高知県)

中国市議会議長会

中国市議会議長会は5月27

日、広島市で第136回総会を開催した。

【2面へ続く】



田中 守・関東議長会会長 (上尾市)

関東市議会議長会は5月27日、水戸市で第81回総会を開催した。議案審議では、会長提出議案2件に続いて、都県提出議案として、生活に困窮する子どもの学習援助に対し、国の補助金拡充など4都県から提出された4件を決定した。また、本会定期総会への関東部会提出議案として、①生



永田雅紀・中国議長会会長 (広島市)

【一面から続く】新会長には、会則に基づき、永田雅紀・広島市議会議長が選任されている。議案審議では、支部提出議案として、橋梁定期点検の実



鈴木健雄・北海道議長会会長 (札幌市)

北海道市議会議長会は5月28日、岩見沢市で第78回総会を開催した。議案等審議では、会長提出議案4件に続いて、支部提出議案として、北海道新幹線の建設促進など6件を決定した。役員改選では、新会長に、

北海道市議会議長会

活に困窮する子どもの学習援助に対し、国の補助金拡充②



毎熊政直・九州議長会会長 (長崎市)

九州市議会議長会は6月4日、長崎市で第90回総会を開催した。

九州市議会議長会

鈴木健雄・札幌市議会議長を選任した。【支部提出議案】①北海道新幹線の建設促進

社会保障・税番号制度を円滑に導入する財政措置の拡充③

【支部提出議案】①橋梁定期点検の実施にかかる業務委託費の財政支援②山陰道の整備促進③社会保障・税番号制度の円滑な導入のため

また、本会定期総会への九州部会提出議案として、「日

新会長には、会則に基づき、毎熊政直・長崎市議会議長が選任されている。議案審議では、会長提出議案1件に続いて、各支部提出議案として、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に伴う

(道西支部)②並行在来線への支援措置(道南支部)③北方領土問題の早期解決等④環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉⑤地域医療体

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸

スサイクル確立の支援⑧多子世帯にかかる保育料の無償化⑨特別支援学級の編制基準における教職員定数の改善(以上、岡山支部)⑩地方創生に向けた取り組みに対する支援

米地位協定の抜本的な改定のほか、各支部提出議案⑦⑧(後掲)をまとめた「地域医療の充実強化並びに自治体病院の医師確保対策及び財政支援措置」、各支部提出議案⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲(後掲)をまとめた「九州における高速交通網の整備促進及び離島航空・航空路の運賃低廉化」の3件を決定した。

入規制の緩和・撤廃の3件を決定した。役員改選では、新会長に、田中守・上尾市議会議長を選任した。

【都県提出議案】①生活に困窮する子どもの学習援助に対し、国の補助金拡充(東京都)②社会保障・税番号制度を円滑に導入する財政措置の拡充(千葉県)③東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸

【各支部提出議案】①公共施設等の総合的かつ計画的な管理に伴う国の財政措置の充実(福岡県)②社会保障・税番号制度の円滑な施行(佐賀県)③地方創生に向けた支援の充実(熊本県)④日

米地位協定の抜本的な改定(沖縄県)⑤都市財政の充実強化(長崎県)⑥義務教育における35人学級の実現(福岡県)⑦地域医療の充実強化並びに自治体病院の医師確保対策及び財政支援措置(宮崎県)⑧地域医療の確保(鹿児島県)⑨沖縄県の市町村国保に対する財政支援(沖縄県)⑩農林水産業の振興(宮崎県)⑪農林漁業の振興対策(鹿児島県)⑫地域公共交通に対する財政措置の充実(福岡県)⑬幹線道路網等の整備促進(佐賀県)⑭九州新幹線「西九州ルート」のフル規格化(佐賀県)⑮西九州地域の交通網の整備促進(長崎県)⑯離島航空(二次離島航空を含む)・航空路の運賃低廉化(長崎県)⑰中九州地域の交通網の整備促進(熊本県)⑱東九州地域の高速道路網の整備促進(大分県)⑲宮崎県の道路交通網の早期整備(宮崎県)⑳南九州地域の交通網の整備促進(鹿児島県)㉑鉄軌道を含む新公共交通システム

の早期導入(沖縄県)

の早期導入(沖縄県)

の早期導入(沖縄県)

の早期導入(沖縄県)

の早期導入(沖縄県)

地方創生のさらなる推進に向けて

平成27年5月26日
地方六団体

I 地方創生に向けた取組の深化

1 これまでの取組

地方六団体は昨年、地方創生に全力で取り組む決意を表明し、国として構造的課題の抜本的な改革に取り組むよう要請を行った。その後「まち・ひと・しごと創生法」が成立・公布され、12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が決定された。2月には補正予算で「地域住民生活等緊急支援のための交付金」、併せて平成27年度地方財政計画では「まち・ひと・しごと創生事業費」が措置された。

地方六団体としては、こうした一連の取組について、政府が地方創生や地域経済の活性化に向け、本格的に取り組む姿勢を示したものと高く評価している。

2 中長期の取組

5年間の集中的な取組

現在、地方創生に向け、国・地方一体となった取組が進みつつあるが、いまだ緒に就いたばかりである。「人口減少への挑戦」に残された時間は少なく、可能なものから直ちに実行する必要がある。

国・地方、産学官などあらゆる主体が「人口減少」の危機感と「地方創生」の意義を共有し、その上で知恵と努力を結集し、取組を深化させ、力強い流れを生み出さなくてはならない。

そのため、まずは2020年までの5年間を一つの期間として捉え、集中的に施策を展開し地方創生の大きな潮流を創り出す必要がある。

長期的視点に立った取組

さらに、地方の人口減少は戦後の発展の中で、長い時間をかけて進んできた問題であり、少子化対策をはじめとして長期的な取組を粘り強く進めていく必要がある。東京圏への人口の過度の集中を是正し、地方創生を支えるため、社会資本整備の地域間格差の解消などにも息の長い、腰を据えた対策が求められる。

3 国・地方の連携の強化

地方創生から日本創生へ

地方創生を図るためには、まず地方が自ら地域の实情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組む必要がある。地方六団体としても、地方創生を日本創生につなげていくという強い決意と覚悟をもって取り組んでいく考えである。とりわけ取組の成果を高めるためには、全国の自治体が限られた資源を共有し、かつ連携することが不可欠である。今後、地域連携（県域・市町村域を越えた連携含む）や、産学官など多様な主体との協働を積極的に進めていく考えである。

国自らも施策展開を

一方で、地方の人口減少の歯止めやその背景である東京一極集中の是正など、地方創生を実現するために国が自ら果たすべき役割は極めて大きい。

国は昨年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その中で国として実施するべき施策を掲げているところであり、これを迅速かつ着実に実行に移していく必要がある。

そうした施策を含め、地方創生を地方の努力への支援に止まることなく、国が本来果たすべき役割を明確にすべきである。とりわけ、結婚・出産・子育てへの支援、企業の地方移転促進などの仕組みづくり、大学・政府機関等の地方移転などの東京一極集中是正に向けた取組、多軸型国土の形成などについて、国が自らなすべき施策を長期的視点に立って不退転の決意で、かつ大胆に実行していくべきと考える。

以上により、地方と国の取組が車の両輪となって、地方創生から日本創生への道筋を確固たるものとする事ができる。

II 地方創生のための提言

政府は、6月を目途に「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を策定することとされている。この基本方針の策定と今後の地方創生施策の展開にあたり、以下の各事項について要請する。

1 地方の主体的な取組とその財源の確保

上記の決意と覚悟のもと、平成28年度以降取り組む地方創生に係る事業に必要な財源について、以下を含めその総額をしっかりと確保すること

「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源の総額確保

・プライマリーバランスの黒字化を理由として地方交付税総額を圧縮しようとする動きがあるが、それ自体が地方創生に逆行するものであり、容認できない。そのため、平成27年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」

の拡充を図るとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること

新型交付金の創設

- ・上記の一般財源総額の確保に加え、地方創生の取組を深化させ、地方の創意工夫等により力強い潮流をつくるための新型交付金を創設すること
- ・新型交付金は、単なる既存の補助金の振替によることなく、地域間連携や民間各セクター等多様な主体との協働など、先進的あるいは高い効果が見込める施策や、従来の取組の隘路にも対応できる、タテ割の個別補助ではない包括的なものとする
- ・新型交付金の規模については、平成26年度補正予算で措置された「地方創生先行型交付金」を大幅に上回る額を確保すること
- ・新型交付金の制度設計にあたっては、あらかじめ地方の意見を十分聴くこと。また、事業内容を公表し、目標管理を適切に行うなど自治体が責任を負う一方で、交付金の趣旨に沿った事業を行う場合には、対象分野、対象経費の制約などは大胆に排除し、自由度の高い弾力的な交付金とすること
- ・少なくとも当面の5年間を見据えて施策展開を図れるよう、継続的な交付金とし、その見直しを示すこと
- ・制度の運用に際しては、自治体に対して、地域が検討期間をしっかりと確保して有効に活用できるよう、迅速かつ手戻りのない、分かりやすい説明や情報提供を行うこと。また、申請手続き等の簡素化を図ること
- ・各省庁が実施する地方創生関連事業についても、上記交付金と同様の配慮を行うほか、網羅的な支援メニューを示すとともに、手続のワンストップ化を進めること

2 地方分権の強力な推進

- ・地方分権改革は、地域が自らの発想と創意工夫により地方創生を図るための基盤となるものであり、地方でできることは地方でという地方分権の本旨に基づき、財源確保の措置を講じつつ、さらなる事務・権限の移譲や規制緩和に取り組むこと
- ・特に、昨年度から導入された「提案募集方式」については、今後提出される地方の提案に沿って、地方創生の推進に必要な事項を広く対象とするとともに、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる手挙げ方式を十分活用するなどその実現可能性をより一層高めること。
- ・また、地方からの「地方創生特区」の提案を思い切って採用すること

3 国自らの強力な施策展開

地方が人口減少社会に向き合い、地方創生に全力で取り組む一方で、国もその役割を主体的に果たしていかなければならない。そのため、国においても自ら策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業を迅速かつ着実に実行し、特に、以下の事項について強力に推進すること。

○子どもの明るい未来の構築と大胆な人口減少対策

- ・結婚や出産・子育てを後押しする経済的支援制度の創設。また、既に多くの地方自治体で実施している乳幼児医療費助成について、国の制度の創設
- ・子どもの貧困対策の総合的な推進
- ・子ども達が将来に夢を持つことができるライフデザイン教育の推進
- ・若者の地方への移住・定住が促進されるような抜本的な対策を実施。また、高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度の拡充
- ・集落間で補完しあう「ネットワーク・コミュニティ」の構築

○産業の育成と雇用の創出による地域経済の活性化

- ・地域の実情に応じた雇用のマッチングのためのハローワークの地方移管
- ・地域の資源を活かしたものづくり産業や農林水産業、観光関連産業、情報産業、医療産業など、多様な産業の創出・育成と、それらを担う創造力ある人材の育成をはじめとした政策の展開
- ・再生可能エネルギー拡大による地方の新産業創出の促進
- ・女性の活躍を促進するための環境整備

○地方創生に必要な視点の地方立地とその充実

- ・国家戦略としての企業・大学・政府機関等の地方移転
- ・地方創生に向けた地方国立大学等の運営基盤確保等

○地方創生を支える基盤の地域間格差是正

- ・地域戦略を重視した「国土形成計画」及び「広域地方計画」の策定
- ・地方創生の基盤ともなる多軸型国土の形成、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正
- ・首都圏と地方との公共投資のバランスの確保

病院協が第43回定期総会を開催

会議終了後に高市総務大臣に要望

全国自治体病院経営都市議
会協議会(会長 土田敏朗・
奈良市議会議長)は6月1日、
都市センターホテルで第73回
理事会の後、第43回定期総会
を開催した。

総会では、開会に当たって、
土田会長から「自治体病院は
公的医療機関でなければ対応
することが困難な多くの不採
算医療を担っており、非常に
厳しい経営状況を迫られてい
る」とし、「本協議会は、自
治体病院の安定的な経営、持
続可能な地域医療の確保に向
け、一致団結して、より一層、
精力的な活動を行っていく必
要がある」などの挨拶があっ
た。

続いて、来賓の細田博之・
自治体病院議員連盟会長(衆
議院議員)から「全ての国民
は原則、所得に関わらず、手
術や治療を受けられるが、医
療費が増加し、財政を圧迫し
ている。医療費を抑制し、政
府や自治体の支出増を抑える
ため、さまざまな角度から検
討し、この状況を切り抜けて
いく意識でわれわれも頑張っ
ている。皆様方からも知恵を
賜りたい」などの挨拶があっ
た。また、来賓の西川一誠・
全国自治体病院開設者協議会
会長(福井県知事)のメッセ
ージを披露(事務局代読)し
た。



挨拶する土田会長



来賓の細田議員連盟会長

協議では、平成26年度決算
について、佐藤清隆・監事
(大崎市議会議長)から監査
結果の報告があり、審議の上、
これを認定した。続いて、27

年度事業計画、予算について、
それぞれ原案の通り決定した。
最後に、決議について上野
孝典・相談役(町田市議会議
長)から提案説明があり、満
場一致でこれを決定した(下
掲)。



監査結果を報告する佐藤監事

第17回専門小委が開催

第31次地方制度調査会第17
回専門小委員会(委員長 長
谷部恭男・早稲田大学教授)
は5月27日、総務省で開催し
た。

会議では「人口減少社会に
的確に対応する三大都市圏及
び地方圏の地方行政体制のあ
り方について」を議題とした。
はじめに、事務局から配付
資料の「第16回専門小委(4
月22日開催)における主な議
論について」について、説明

なお、協議に先立ち、亀水
晋・総務省大臣官房審議官
(公営企業担当)から「公立
病院改革の現状について」、
福島靖正・厚生労働省大臣官
房審議官(医政担当)から
「地域医療人材確保対策につ
いて」と題する講演があった。
会議終了後、正副会長・監
事・相談役は、高市早苗・総
務大臣に面談し、決議文を手
交の上、意見交換を行った。



提案説明する上野相談役

があり、内容の確認を行った。
続いて、事務局から「総括
的な論点整理(案) (審議事
項I『人口減少社会に的確に
対応する三大都市圏及び地方
圏の地方行政体制のあり方に
ついて』関係)」について、
配付資料を用いて説明があっ
た。

説明において、「連携中枢
都市圏等の形成における議会
や住民の役割」について触れ
られた。配付資料では「首長
同士の信頼関係も重要である
が、相互依存関係を前提とし

同協議会加盟市議長らも、
地元選出の国会議員らに要望
活動を行っている。



高市大臣

た深い信頼関係は、議会同士
においても同様に重要ではな
いか」「例えば、首長や議会
は、住民に対して、個別の事
務ごとではなく、圏域全体の
まちづくりの方向性を示す中
で説明責任を果たしていくこ
とが考えられるのではない
か」とされている。

説明後、審議を行った。
今後は、この審議事項につ
いて、これまでの議論を踏ま
え、6月を目標に一定の論点
の整理が続けられる。

※決議(前文省略)

- 一、地域医療の中核を担う自治体病院の経営安定のため、特にへき地医療、高度・特殊医療、周産期医療、小児医療、救急医療等に対し、財政措置の拡充強化を図ること。
- 一、東日本大震災被災地の地域医療を確保していくため、引き続き被災地域の自治体病院に対し、全面的な支援措置を講じること。
- 一、救急患者の受入不能という事態を防止するため、地域の現状を踏まえ、各種救急医療機関の受入能力の拡大など救急医療体制の確保・充実に努めること。
- 一、自治体病院における医師不足を解消するため、適切かつ万全の措置を講じること。
- 一、医師の地域偏在を解消するため、医学部定員における地域枠の更なる拡大を図るとともに、医師不足地域への一定期間勤務の義務づけや地域医療に従事する医師のキャリア形成支援など抜本的な対策を早急に講じること。
- 一、医師の診療科偏在を是正するため、診療科ごとにバランスのとれた医師育成方策の確立を図ること。
- 一、出産・育児等により離職している女性医師や看護職員等の復職を促すため、院内保育所の整備や復職研修の充実、短時間勤務制の導入など働きやすい職場環境の更なる整備を図ること。
- 一、医師の負担を軽減するため、勤務環境の改善はもとより、看護師、助産師等医療従事者及び医師事務作業補助者の必要人員確保と養成のための財政措置を拡充すること。